



# 目 次

第 I 章 共同研究開発の意義 .....	1
第 1 節 共同研究開発の目的と必要性 .....	3
1-1 序論 .....	3
1-1-1 本章全体の視点 3	
1-1-2 低成長経済の意味 3	
1-1-3 低成長経済と共同研究開発 4	
1-1-4 共同研究開発の位置づけ 4	
1-1-5 共同研究開発の意義 5	
1-2 単一企業での研究開発能力の人的限界 .....	6
1-3 単一企業での研究開発能力の資金的限界 .....	8
1-4 企業リスクの低減とリスクの分配 .....	10
1-5 研究開発の競合と迅速化 .....	13
1-6 各個企業の異質の特徴の相乗作用 .....	16
1-7 各個企業の並行的特徴の相加作用 .....	19
1-8 広範囲共同研究開発による研究の効率向上 .....	21
1-9 官・学と民間企業との共同研究開発の目的 .....	23
1-10 官・学と民間企業との共同研究開発の必要性 .....	25
1-11 業種、業態における特殊事情 .....	27
1-12 共同研究開発における問題点 .....	30
1-12-1 成果の帰属問題 30	
1-12-2 成果の利用権と処分権 32	
1-12-3 特許権の取扱い 33	
1-12-4 ノウ・ハウの取扱い 34	
1-12-5 一方の共同研究開発からの離脱 36	
1-12-6 官・学と民間企業との共同研究開発の問題点 37	
1-12-7 企業化への展望をふまえた共同研究開発の困難性 38	
第 2 節 共同研究開発の主体 .....	42
2-1 共同研究開発の相手方を決定する規準 .....	42
2-1-1 研究者の能力 42	
2-1-2 移動可能人員 42	
2-1-3 資金力・市場での競合性 43	
2-1-4 一般的技術力 43	

2-1-5	製品製造能力	43
2-1-6	製品販売力	44
2-2	企業と企業間の共同研究開発契約	44
2-3	企業と大学間の共同研究開発	47
2-3-1	国公立大学の場合	47
2-3-2	私立大学の場合	48
2-4	企業と国または地方公共団体との間の共同研究開発	49
2-5	企業以外の非営利団体間の共同研究開発	50
2-6	個人を相手とする共同研究開発	51
2-7	グループ共同研究開発	52
<b>第3節 共同研究開発の客体</b>		54
3-1	客体の選定者	54
3-2	客体の選択と研究主体の選択の前後	55
3-3	客体のテーマとしての重要性	56
3-4	客体のテーマとしての緊急性	58
3-5	客体の規模と開発費用	59
3-6	共同研究開発の成果の利用性	60
3-7	共同研究成果の帰属	62

＜松居祥二／駒井俊之＞

## 第II章 共同研究開発の進め方 65

<b>第1節 企業経営と共同研究開発</b>		67
1-1	企業活動としての共同研究開発	67
1-2	共同研究開発をめぐる新しい動き	68
1-3	共同研究開発の実態	70
1-4	共同研究開発のねらいと基本	72
1-5	企業経営戦略との調和	74
<b>第2節 技術的提携の形態と契約</b>		77
2-1	形態の分類	77
2-1-1	提携関係による分類	77
2-1-2	関与する組織体の数による分類	78
2-1-3	運営方式による分類	79
2-1-4	資金源による分類	79
2-2	ねらいと形態の選択	80
2-2-1	企業からみたねらい	80
2-2-2	ねらいにふさわしい形態	83
2-3	提携形態と契約体系	84

2-3-1	技術契約の意義と特徴	84
2-3-2	権利義務上の特徴	85
2-3-3	提携形態に対応した契約体系	87
2-3-4	契約上の注意事項	87
第3節 交渉—その戦略と戦術		89
3-1	交渉の基本	89
3-1-1	交渉とは	89
3-1-2	交渉の様態	90
3-1-3	企業の行う交渉の原則	91
3-1-4	交渉の戦略決定と均衡の理論	92
3-1-5	交渉における非論理性と問題点	93
3-2	交渉代理人	94
3-2-1	交渉代理人の組織上の役割	94
3-2-2	交渉代理人の要件と心構え	96
3-3	交渉のテクニック	97
3-3-1	交渉戦略の発想	97
3-3-2	かけ引きのテクニック	98
3-3-3	人間同志の連帯を強める心掛け	100
第4節 共同研究開発の契約まで		103
4-1	基本方針の考え方	103
4-1-1	技術的提携の“ねらい”と基本姿勢	103
4-1-2	確認すべき基本方針とステップ	104
4-2	研究開発力の分析	106
4-2-1	要素技術の概念	107
4-2-2	要素技術の設定	107
4-2-3	要素技術による研究開発力の分析	108
4-2-4	要素技術分析の戦略的展開	109
4-3	交渉の進め方	110
4-3-1	決定権者と交渉代理人の確認	110
4-3-2	相手方候補のしぼり込み	111
4-3-3	本格交渉	113
4-3-4	契約条件のつめ	115
4-3-5	契約の締結	116
第5節 共同研究開発の運営と終結		118
5-1	運営のステップ	118
5-1-1	運営組織の編成	118
5-1-2	運営上の細則のつめ	119

5-1-3	研究開発の推進	120
5-1-4	運営の基本に関する話し合い	121
5-1-5	終結	122
5-2	コミュニケーション	122
5-2-1	報告、連絡	122
5-2-2	利害の調整	123
5-2-3	友好関係の維持	123
5-2-4	つき合いの常識	123
5-3	成果の利用	125
5-3-1	事業化の交渉	125
5-3-2	対価の支払い	125

<石井嘉平>

### 第III章 研究開発契約 ..... 127

#### 第1節 企業と研究開発契約 ..... 129

##### 1-1 技術契約 ..... 129

- 1-1-1 序説 129
- 1-1-2 技術創出型契約 130
- 1-1-3 技術譲渡型契約 130
- 1-1-4 技術担保型契約 131
- 1-1-5 技術貸与型契約 131
- 1-1-6 役務提供型契約 132
- 1-1-7 その他の技術契約 133

##### 1-2 研究開発の必要性 ..... 134

#### 第2節 共同研究開発契約の意味 ..... 136

##### 2-1 序論 ..... 136

##### 2-2 契約当事者 ..... 136

##### 2-3 研究開発の対象 ..... 139

##### 2-4 研究開発の共同遂行 ..... 139

#### 第3節 共同研究開発契約の成立・発効および法的性質 ..... 141

##### 3-1 共同研究開発契約の成立 ..... 141

##### 3-2 共同研究開発契約の発効 ..... 142

- 3-2-1 序説 142
- 3-2-2 法定発効要件 143
- 3-2-3 約定発効要件 145

##### 3-3 共同研究開発契約の法的性質 ..... 146

第4節 共同研究開発契約で定める主要事項 .....	149
4-1 序説 .....	149
4-2 用語の定義 .....	149
4-2-1 序説	149
4-2-2 定義される主な用語	150
4-3 研究開発行為に関する事項 .....	151
4-3-1 研究開発行為と費用の分担	151
4-3-2 実施の場所と開発開始時期	152
4-3-3 関連情報・資料等の交換	152
4-3-4 施設の利用	153
4-3-5 技術指導	153
4-3-6 会合の開催	153
4-3-7 進捗状況等の報告	154
4-3-8 研究開発期間	154
4-3-9 研究開発計画の変更	154
4-3-10 研究開発に関する制限	155
4-4 開発成果の帰属、出願、保護等に関する事項 .....	155
4-4-1 開発成果の確認と帰属	155
4-4-2 出願および手続遂行	156
4-4-3 権利の維持および保全	157
4-5 開発成果の利用に関する事項 .....	157
4-5-1 当事者による開発成果の実施	157
4-5-2 第三者への実施許諾	159
4-5-3 相手方への協力	160
4-6 契約期間および解約に関する事項 .....	160
4-6-1 契約期間と満了	160
4-6-2 解約	161
4-6-3 解約時の措置	161
4-7 その他の一般事項 .....	162
4-7-1 秘密保持	162
4-7-2 不可抗力	162
4-7-3 権利移転	163
4-7-4 一部無効	163
4-7-5 契約の変更	164
4-7-6 通知	164
4-7-7 完全なる合意	164
4-7-8 紛争の解決	164

第5節 共同研究開発契約の一例と説明	166
5-1 共同研究開発契約の例文	166
5-2 簡単な説明	170

＜野口良光＞

## 第IV章 産業界での共同研究・委託研究 177

### 第1節 産業界での共同研究開発 179

1-1 特許を受ける権利の段階	179
1-1-1 発明者の決定	179
1-1-2 発明者よりの特許を受ける権利の譲り受け	182
1-1-3 共同研究開発企業間における特許を受ける権利の譲渡	183
1-1-4 特許出願国と出願費用の分担	185
1-1-5 外国出願の場合の特殊性	186
1-2 特許権の段階	188
1-2-1 共有特許権の実施と第三者へのライセンス	188
1-2-2 共有特許権の持分の譲渡と権利の放棄	188
1-3 その他	189
1-3-1 発明者補償の問題	189
1-3-2 特許権侵害に対する措置	191
1-3-3 特許権侵害対策のコストの分配とえたる損害賠償金の配分	192

### 第2節 産業界での委託研究開発 193

2-1 委託研究開発契約	193
2-1-1 委託者としての企業と受託者としての企業	193
2-1-2 共同研究と委託研究の差相点	194
2-1-3 委託者と受託者および受託者の研究者との関係	195
2-2 成果の扱いと委託研究	196
2-2-1 委託者と受託者間の特許を受ける権利の譲渡契約の受託者、研究者への効力	196
2-2-2 特許法の職務発明規定と委託研究契約	197
2-2-3 研究成果の帰属と特許を受ける権利の帰属	197
2-2-4 研究成果の帰属と特許を受ける権利の譲渡	200
2-3 発明補償と委託研究	201
2-3-1 委託研究費と発明者への補償費	201
2-3-2 委託研究費と特許発明実施後の報酬支払い	202

＜松居洋二／駒井俊之＞

<b>第 V 章 共同研究開発の実例</b> .....	203
<b>第 1 節 石油化学プロセス</b> .....	205
1-1 共同研究開発の概要 .....	205
1-2 技術の概要 .....	205
1-3 共同研究開発までの経緯 .....	205
1-4 共同研究開発の交渉 .....	205
1-5 共同研究開発の実施 .....	206
1-6 成果の事業化 .....	206
1-7 評価 .....	207
<b>第 2 節 医薬品</b> .....	208
2-1 医薬品工業の現況 .....	208
2-2 医薬品工業における研究・開発 .....	208
2-3 共同研究・開発 .....	209
2-4 共同研究・共同開発の類型 .....	210
2-4-1 モノを中心とした共同の類型	210
2-4-2 情報を中心とした共同の類型	210
2-4-3 探索を中心とした共同の類型	211
2-5 共同研究・共同開発の実例 .....	211
2-5-1 新薬の製造面における共同	211
2-5-2 製剤研究・開発における共同	212
2-5-3 新薬製造承認申請資料整備における共同	213
2-5-4 探索研究における共同	213
2-6 ある新薬の共同開発事例 .....	213
2-6-1 共同開発の概要	213
2-6-2 共同開発実施までの経緯	214
2-6-3 共同開発の内容および推進	214
2-6-4 共同研究開発契約の条件（骨子）	214
2-6-5 成果および反省	214
<b>第 3 節 超 LSI 研究開発プロジェクトの概要</b> .....	215
3-1 はじめに .....	215
3-2 超 LSI 技術研究組合の設立 .....	216
3-3 超 LSI 技術研究の開始 .....	217
3-4 超 LSI 技術研究の進展 .....	218
3-5 超 LSI 技術研究の終了 .....	219
3-6 超 LSI 技術研究の成果 .....	221
3-7 アメリカの反応と反撃 .....	221



3-8 超 LSI 特許の取扱い	224
3-9 おわりに	225

<R&D プランニング>

## 第VI章 国際共同研究開発 227

第1節 外国との企業提携一般について	229
--------------------	-----

第2節 国際的共同開発の問題点	235
-----------------	-----

第3節 国際的共同研究の発展	241
----------------	-----

第4節 外国企業との共同研究開発	243
------------------	-----

第5節 国際的共同研究開発契約上留意すべき事項	245
-------------------------	-----

<松居洋二/駒井俊之>

第6節 主要各国における職務発明と委・受託研究等の状況	264
-----------------------------	-----

6-1 アメリカ	264
----------	-----

6-1-1 概説(その歴史的沿革)	264
-------------------	-----

6-1-2 政府機関	279
------------	-----

6-1-3 大学、非営利研究機関	290
------------------	-----

6-2 イギリス	310
----------	-----

6-2-1 概説(特許法と被用者発明に関する沿革)	310
---------------------------	-----

6-2-2 共同研究・契約研究	326
-----------------	-----

6-3 フランス	331
----------	-----

6-3-1 概説(特許法と被用者発明に関する沿革)	331
---------------------------	-----

6-3-2 研究開発に伴う特許の帰属	338
--------------------	-----

6-4 西ドイツ	340
----------	-----

6-4-1 概説(特許法の生成過程と被用者発明制度の沿革)	340
-------------------------------	-----

6-4-2 委託研究等における取扱い	376
--------------------	-----

6-5 スウェーデン	377
------------	-----

6-5-1 概説(被用者発明に関する法律制定への沿革)	377
-----------------------------	-----

6-5-2 大学、研究所における実際上の取扱い	378
-------------------------	-----

《第VI章・付属資料》	381
-------------	-----

[アメリカ]

<資料—1> 大統領命令第9865号「政府資金の研究から生ずる発明の外国における保護に対する規定」	383
---	-----

<資料—2> 「国家公務員の発明に関する政府の統一的特許方針ならびに施行を定める1950年1月23日付大統領命令第10096号」	384
--	-----

- <資料—3> 1963年10月10日に公布された政府の特許政策に関する大統領の覚書と  
 声明 387
- <資料—4> 政府の特許政策に関する声明 (Statement of Gaverment Patent Poli-  
 cy) 388
- <資料—5> 「研究開発におけるアメリカの特許政策」 391
- <資料—6> 「政府特許政策に関する大統領覚書と声明のもとにおける雇用発明者  
 による特許権獲得についての実施声明」 397
- <資料—7> アメリカ特許法 (35 VSC) に追加された「政府の特許政策に関する  
 1980年法律」 400
- [イギリス]
- <資料—8> 1977年イギリス特許法 (1977年法律第37号)「将来の特許及び特許出  
 願に適用すべき新しい特許法を制定し、現行の特許及び特許出願に適  
 用すべき特許法を改正し、特許に関する若干の条約に効力を与え、及  
 び関連する諸般の目的を達成するための法律」 403
- <資料—9> 技術研究組合発明取扱規程 (案) 407
- [フランス]
- <資料—10> フランス発明特許に関する法律 (1978年7月12日の法律第78—742号  
 により改正された1968年1月2日の法律第68—1号) 412
- <資料—11> 被用者発明に関する1978年9月4日付政令 413
- [西ドイツ]
- <資料—12> ゲーリング、シュペールの命令 (1942年7月12日付被用者発明の取扱  
 いに関する命令 416
- <資料—13> 西ドイツ被用者の発明に関する法律 421
- <資料—14> 私的勤務における被用者発明の補償のための連邦労働 (行政) 大臣の  
 基準 (1959年7月20日) 430
- <資料—15> 西ドイツの「私的勤務における被用者の補償のための連邦労働社会大  
 臣の基準」による発明価値算定方法 443
- [スウェーデン]
- <資料—16> スウェーデンの使用人発明権に関する法律 446

<江夏 弘>

<b>第VII章 国・大学等を中心とする委・受託研究、共同研究と      特許問題</b> .....	449
<b>第1節 委・受託研究、共同研究と職務発明</b> .....	451
1-1 はじめに .....	451
1-2 権利の帰属 .....	454
1-2-1 特許法第1条	454
1-2-2 特許法第29条	454
1-3 持分と共有 .....	463

1-4	職務発明	476
1-4-1	概要	476
1-4-2	第35条第1項	476
1-4-3	第35条第2項	500
1-4-4	第35条第3項、第4項	508
1-5	発明者の決定基準と発明者の補正	517
1-5-1	特許発明者としての要件	517
1-5-2	具体的な説明	518
1-5-3	共同発明者であるか否かの判断	518
1-6	特許等の実施	525
<b>第2節 委託研究</b>		<b>534</b>
2-1	概説	534
2-2	工業所有権の取扱い原則と実態	535
2-3	第三者への実施	543
2-4	提供物品の取扱い	544
2-5	成果の取扱い	546
2-6	契約の解除、損害賠償等	549
2-7	委託費	551
2-8	その他	552
<b>第3節 受託研究</b>		<b>553</b>
3-1	概説	553
3-2	大学における受託研究	564
3-2-1	受託研究の目的、趣旨、原則	567
3-2-2	研究対象、受入れ基準、条件等	567
3-2-3	契約	567
3-2-4	委託費（研究費）の算定法	568
3-2-5	委託費（研究費）の納付と繰越の手續	569
3-2-6	研究費により取得した設備等または提供された物品等の取扱い	570
3-2-7	受託者の研究担当者および委託者よりの研究補助者派遣の定め	570
3-2-8	研究の中止、変更、延長、解除等	570
3-2-9	研究成果の取扱い、公表の方法	571
3-2-10	工業所有権の取扱い	571
3-2-11	その他	572
3-3	政府機関における受託研究	573
3-4	公的研究機関における受託研究	581
<b>第4節 共同研究</b>		<b>586</b>
4-1	概説	586

4-2 政府機関における共同研究 .....	587
4-3 公的機関における共同研究 .....	606
4-4 むすび .....	612
《第Ⅶ章・参考資料》 .....	613
<資料—1> 「国家公務員の職務発明等に対する補償金支払要領」(55特総第737号、昭和55年7月24日)	615
<資料—2> 「委託研究(補助金、技術指導による研究を含む。)による工業所有権等の取扱い一覧表」	622
<資料—3> 「大型プロジェクトの成果実施について」(45、10—1310、昭和45年6月1日、工業技術院長)	637
<資料—4> 「受託研究に関する取扱い一覧表」	647
<資料—5> 「工業技術院受託研究規程」(昭和28年6月17日、通商産業省告示第160号)	674
<資料—6> 「理化学研究所 試験研究受託規程」(昭和35年11月10日制定、昭和35年規程第1号)	676
<資料—7> 文部省より各国立学校長あての「受託研究の取扱いについて」の通知(昭和42年9月8日、昭和45年4月30日、昭和57年5月26日)	679
<資料—8> 「千葉大学受託研究取扱規程」(昭和46年4月1日制定、昭和48年9月20日改正)	681
<資料—9> 「筑波大学受託研究取扱規則」(昭和49年11月29日、規則第31号)	685
<資料—10> 「東日本学園大学受託研究取扱規則」(昭和49年6月1日)	687
<資料—11> 「共同研究による工業所有権等の取扱い一覧表」	692
<資料—12> 「科学技術庁附属研究所等 共同研究規程」(昭和51年12月24日、科学技術庁訓令第143号)	703
<資料—13> 農林水産省共同研究規程(昭和56年8月17日)	706
<資料—14の(1)> 日本原子力研究所共同研究規程(昭和41年12月15日)	708
<資料—14の(2)> 日本原子力研究所共同研究契約書	710
<資料—15> 動力炉・核燃料開発事業団「共同研究契約書」	712
<資料—16> 「発明・考案・創作取扱規程(案)」	714
<資料—17> 「民間等との共同研究の取扱いについて(通知)」(昭和58年5月11日)	731

<江夏 弘>